# 愛媛県棚田地域振興計画

令和2年5月20日

# 第一 棚田地域の振興の目標

農業生産の場だけでなく、美しい景観の形成や生物多様性の保全など多面的機能を有する本県の棚田地域は、これまで集落による懸命な保全活動等により維持されてきたが、過疎化や高齢化の進行による担い手不足により、耕作放棄される棚田が増加している。

このような中、農林水産省「日本の棚田百選」に認定された棚田では、棚田オーナー制度 の導入や、棚田まつりなどの交流イベントの実施を通じて地域活性化につなげるなど、棚田 は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

本計画は、県民の貴重な財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、多面的機能の発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流の取組を通じた関係人口(※)の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、本県特有の急傾斜地に築かれた石積みの段畑は、壮大な景観美を形成するほか、全 国有数の柑橘産地になるなど、県民の貴重な財産となっていることから、併せて振興を図る ものとする。

また、本計画に基づき、棚田地域の振興を図るにあたっては、景観計画による地域固有の 景観の保全に努めるとともに、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業 振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

※ 関係人口…地域外にあって定住に至らないものの特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、多様な形で地域を応援する人々のこと。

# 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

#### (1) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

人口減少や高齢化が急速に進行する中、地域の維持・活性化を図るためには、担い 手となる人材の確保が重要であり、とりわけ、棚田地域を有する過疎地域などでは、 都市への人口流出が顕著である。

このため、地域を支える担い手の確保に向けて、都市部から棚田地域を有する過疎 地域などに生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域 おこしの支援や農林水産業への従事等、様々な活動を行う「地域おこし協力隊」の県 内への導入・定着を促進する。

更に、大都市圏における地方移住への気運が高まる中、相談体制の充実や情報発信力の強化など、市町や関係団体と連携しながら、受入れから定着に至るまで、切れ目のない重層的な支援を行い、若い世代を中心に移住・定住の促進を図っていくことに

より、棚田保全等の担い手の確保を推進する。

また、将来的な移住希望者の裾野拡大につなげるため、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントの開催等を通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

# (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動として児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントを開催しているものの、イベントに係る事務作業や開催経費などが大きな負担となっていることから、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

# (3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

本県では、宇和島市遊子水荷浦の段畑、松野町奥内の棚田及び農山村景観、西予市宇和海狩浜の段畑と農漁村景観が重要文化的景観に選定されたほか、宇和海に面した段畑を重要な構成要素とする「愛媛・南予の柑橘農業システム」が、平成31年2月に日本農業遺産に認定された。

先人たちが作り上げ、受け継がれてきた棚田や段畑の美しい景観は、文化財としても貴重な価値を有していることから、景観計画の策定・拡充のほか、文化財の保護・活用に資する施策の活用を図る。

# (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

県土の7割を占める中山間地域において、棚田は貴重な農業生産活動の場であり、 地域の財産(誇り)である。この棚田地域の農地を保全していくため、日本型直接支 払制度や生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。

また、農地集積を促進し、スマート農業の展開などによる農作業の効率化に努める とともに、生産される農産物のブランド化や6次産業化を促進し、農業所得の向上を 図る。

#### (5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田地域は、その急峻な地形から地すべりが発生しやすい地域であるため、地すべり防止対策等の国土保全に資する施策の活用を図る。

また、棚田地域を有する過疎地域などにおいては、少子・高齢化が急速に進行し、 集落の維持そのものが困難になるなど、大変厳しい状況に直面している。

そのため、集落の維持・活性化を目指し、地域の人口分析のもと、地域住民が主体となり、目標を設定して積極的に活動し、意識の醸成を図ろうとする取組を支援していくなど、持続可能な集落づくりに取り組んでいく。

#### (6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は、観光資源として活用できる大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域に

おいて、十分に活用できていない現状があることから、棚田地域の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。

また、観光の促進に向け、観光客を受け入れるハード整備のほか、農泊、空き家の利活用、体験プログラム、サイクリングコースの策定など、観光の促進に資する施策の活用を図る。

#### (7) 自然環境の保全・活用、鳥獣害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズム、日本型直接支払制度の推進など、生物多様性の確保、その他の自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵や捕獲 檻の設置、ジビエの利活用など、鳥獣害対策に資する施策の活用を図る。

愛媛県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュと連携を図りながら、市町や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

# 2 愛媛県独自の支援施策

#### (1) 愛媛県中山間ふるさと保全対策基金

愛媛県中山間ふるさと保全対策基金(以下、「基金」という。)を活用し、棚田地域における地域住民活動を支援するとともに、市町が組織する「指定棚田地域振興協議会」と緊密に連携し、さらなる棚田地域の保全を図る。

#### (2) えひめの棚田の紹介

平成 11 年 7 月に「日本の棚田百選」に認定された泉谷 (内子町)、堂の坂 (西予市)、奥内 (松野町) の3か所の棚田に加え、住民が協働で行う保全活動が活発な棚田や段畑を県ホームページ (えひめの棚田) で紹介している。

引き続き、県のホームページ(えひめの棚田)や広報誌等により、棚田地域の活動 や情報を積極的に発信する。

# (3) 棚田カード

棚田や段畑への訪問を促すことによる関係人口の増加や、多様な魅力とそれを維持保全するための取組に対する理解促進を目的として、棚田カードの作成・配布を推進する。

#### (4) その他の取組

中山間地域の集落と、その集落の活動を支援しようとする企業とのマッチングなど の取組を踏まえ、棚田地域(集落)と企業の協働活動体制の構築を支援し、棚田地域 の維持、活性化に繋げる。

#### 3 愛媛県における推進体制

# (1) 棚田地域振興に関する連絡調整体制の構築

棚田地域に対して横断的かつ総合的な支援ができるよう、関係部局において棚田地域振興に関して情報共有や連絡調整を行うなど、緊密な連携を図る。

#### (2)棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の指定申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など、棚田地域の振興に関する窓口については、総合政策課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

# (3)棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知することで、県内棚田地域の取組の横展開や国内外への情報発信を図る。

周知については、県や市町等のホームページや棚田カードの活用など、情報が幅広 く行きわたるよう効果的・効率的に行うものとする。

# 第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

# 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的な考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に 従い、関係市町等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

# (1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興に必要な措置を講ずることが適当であると認められる地域

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

#### ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等、多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

#### (2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる地域

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのよう

な組織が構築される見込みが高いこと

#### 2 指定申請を行わなかった棚田地域

指定申請を行わなかった棚田地域についても、日本型直接支払制度や基金等を活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図る。

#### 3 指定棚田地域の対象とならない段畑地域

指定棚田地域の対象とならない段畑地域においても、日本型直接支払制度や基金等を活用しながら、農業生産活動や段畑の保全を支援するとともに、地域の自主的な活動や取組をサポートすることで地域の振興を図る。